

労災保険指定医療機関等のみなさまへ

労働者災害補償保険診療費等に係る請求書等の押印等の見直しについて

令和2年12月25日付けで労災保険における請求書等について、国民及び事業者等の押印等を不要とする改正を行い、下記の労働者災害補償保険診療費等に係る請求書等についても、押印が不要となりました。

今後押印欄等を削除した帳票を作成し、各都道府県労働局により配布する予定ですが、押印欄がある現行の帳票についても、押印せずに使用することが可能です。

押印が不要となった請求書等の一覧

項番	帳票種別	様式種別	様式名
1	34561	診機様式第20号	労災指定病院等登録（変更）報告書
	34562	診機様式第21号	
2	34565	診機様式第22号	指定・指名機関登録（変更）報告書
	34566	診機様式第23号	
3	34720	診機様式第1号	労働者災害補償保険診療費請求書
4	34720	診機様式第1号の2	検査に要した費用等請求書（指定医療機関用）
5	34729	指薬機様式第1号	労働者災害補償保険薬剤費請求書
6	34732	訪様式第8号	労災保険訪問看護費用請求書
7	37700	実施要領様式第5号	アフターケア委託費請求書
8	37701	実施要領様式第6号	アフターケア委託費請求書（薬局用）
9	38700	二機様式第1号	労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書

労災保険給付関係請求書等について

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（様式第5号）などの労災保険給付関係請求書等についても、診療担当者、事業主及び請求人の押印が不要となりました。

受診者の方から押印欄がない請求書や、押印欄があっても押印がない請求書が提出されることとなりますので、従前のとおり受付をお願いします。

ご不明な点がございましたら、宮崎労働局労働基準部労災補償課又はお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。